

# 資 料

## I 策定の経緯と体制

### (1) 第3次春日井市障がい者総合福祉計画策定の経緯 ● ● ● ●

開催日等	審議内容等
平成 25 年 6 月～12 月	障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査実施 【調査対象】 ・日中・居宅サービス利用者 ・グループホーム・ケアホーム利用者 ・施設入所者
平成 25 年 8 月 29 日	平成 25 年度第 1 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画の進捗状況について ・地域自立支援協議会について ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
平成 25 年 11 月 6 日	平成 25 年度第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について ・地域自立支援協議会について
平成 25 年 12 月 6 日 ～12 月 24 日	障がい者の暮らし・社会参加に関するアンケート調査実施 【調査対象】 ・身体障がいのある人 ・知的障がいのある人 ・精神障がいのある人 ・障がいのある児童 ・難病患者 ・障がいのある人の家族 ・障がいのない人
平成 26 年 5 月 26 日	平成 26 年度第 1 回春日井市障がい者施策推進協議会 ・障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査結果について ・第 3 次障がい者総合福祉計画の骨子案について ・障がい者施策推進協議会のスケジュールについて ・地域自立支援協議会について
平成 26 年 7 月 17 日	平成 26 年度第 1 回春日井市地域自立支援協議会 ・障がい福祉サービス等の実績について

開催日等	審議内容等
平成 26 年 8 月 21 日	平成 26 年度第 2 回春日井市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 次障がい者総合福祉計画の実施状況について</li> <li>・ 障がい福祉サービス等の実績について</li> <li>・ 重点課題について</li> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画の中間案について</li> </ul>
平成 26 年 10 月 17 日	平成 26 年度第 2 回春日井市地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい福祉サービス等の目標値について</li> </ul>
平成 26 年 10 月 23 日	平成 26 年度第 3 回春日井市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画の中間案について</li> </ul>
平成 26 年 11 月 14 日	市議会厚生委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画の中間案を説明</li> </ul>
平成 26 年 11 月 18 日 ～12 月 18 日	市民意見公募 (パブリックコメント)
平成 27 年 1 月 14 日	平成 26 年度第 4 回春日井市障がい者施策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画(中間案)に対する市民意見公募の結果(案)について</li> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画(案)について</li> </ul>
平成 27 年 1 月 29 日	市長へ提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者施策推進協議会が市長へ第 3 次障がい者総合福祉計画を提言</li> </ul>
平成 27 年 2 月 10 日	市議会厚生委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画(案)を報告</li> </ul>
平成 27 年 2 月 23 日	平成 26 年度春日井市障がい者施策推進協議会・春日井市地域自立支援協議会合同会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次障がい者総合福祉計画について</li> </ul>
平成 27 年 3 月 30 日	第 3 次障がい者総合福祉計画説明会及び記念講演

## (2) 春日井市障がい者施策推進協議会要綱 ●●●●●●●●●●

(設置)

第1条 春日井市における障害者施策の円滑な推進を図るため、春日井市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調整審議する。

- (1) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項
- (3) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体を代表する者
- (3) 保健医療福祉関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会が必要と認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 抄

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、改正前の春日井市障害者施策推進協議会要綱第3条及び別表の規定に基づく委員である者は、この要綱の施行により委員を辞職したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### (3) 春日井市障がい者施策推進協議会委員名簿 ●●●●●●●●

順不同・敬称略

氏 名	所 属 団 体 等
神田 進	春日井市身体障害者福祉協会
田中 ヒサ子	春日井市肢体不自由児・者父母の会
河野 まゆみ	春日井市手をつなぐ育成会
黒川 修	春日井地域精神障害者家族会むつみ会
◎木全 和巳	日本福祉大学
○大村 義一	春日井市社会福祉協議会
荒井 つたえ	春日井市居宅介護支援事業者連絡会
玉井 一男	愛知県心身障害者コロニー
中澤 和美 平成 26 年 5 月 26 日から (久納 八重子) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日井保健所
山本 順子 平成 26 年 5 月 26 日から (小川 修市) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日井公共職業安定所
大西 淳子 平成 26 年 5 月 26 日から (中村 扶佐子) 平成 26 年 3 月 31 日まで	春日台特別支援学校
田代 波広	サポートセンター坂下
鈴木 健一	公募委員
石黒 照人	公募委員

◎会長 ○副会長 ( )内は前任者

## II 春日井市障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

障がい者総合福祉計画の改定にあたり、障がい者の日常生活、社会生活、障がい福祉サービスの利用状況及び今後の意向等について実態調査を行うとともに、障がいのない人に対して障がい者への理解や意識等の調査を実施し、計画策定の基礎資料を得ることを目的とします。

### (2) 調査の対象と方法

#### ① 障がい者のくらし・社会参加に関するアンケート調査

調査地域：春日井市全域

調査対象：身体障がいのある人	18歳以上の身体障がい者手帳所持者
知的障がいのある人	18歳以上の療育手帳所持者
精神障がいのある人	18歳以上の精神障がい者保健福祉手帳所持者
障がいのある児童	18歳未満の身体障がい者手帳又は療育手帳所持者
難病患者	特定疾患り患者等健康管理手当受給者
障がいのある人の家族	上記対象者の家族
障がいのない人	上記以外の人

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成25年12月6日から平成25年12月24日まで

#### ② 障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査

調査地域：春日井市全域

調査対象：日中・居宅サービス利用者  
グループホーム・ケアホーム利用者  
施設入所者

調査方法：郵送による配布・回収

調査期間：平成25年6月から平成25年12月まで

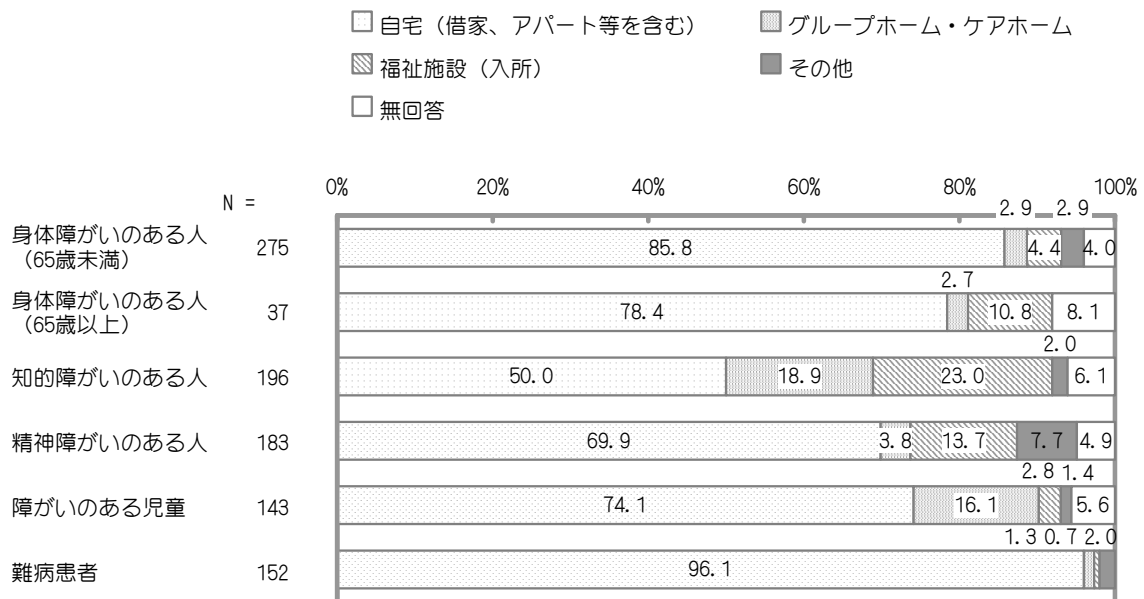


### III 調査結果

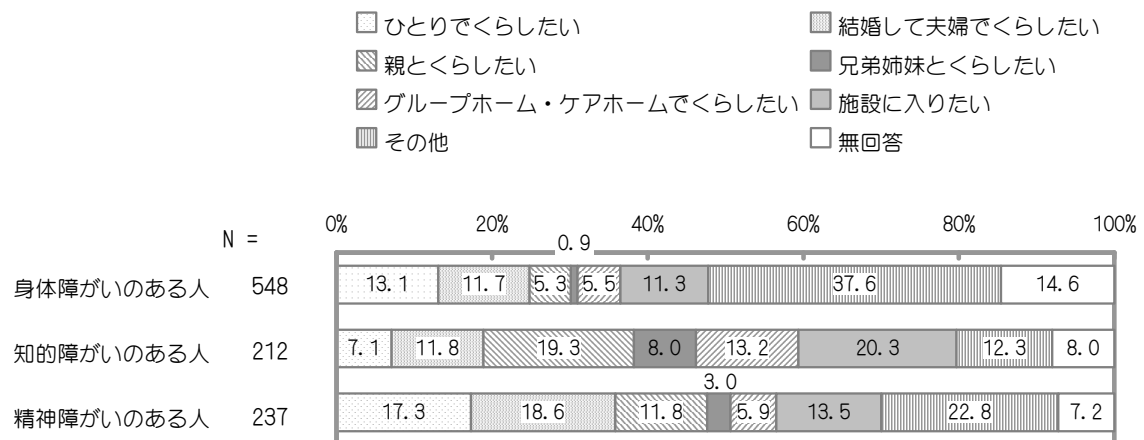
#### (1) 日常生活について

問 将来どこで暮らしたいですか。(お子さんが大人になったらどこで暮らしてもらいたいですか。)

知的障がいのある人で「グループホーム・ケアホーム」、「福祉施設（入所）」の割合が高くなっています。



#### 【参考：平成 22 年度調査結果】





問 現在、生活をしていく上で支援がなくて困っていることはどのようなことですか。  
あてはまるものにすべてに○をつけてください。

障がいのある人すべてで「急に体調が悪くなったときの対応」の割合が高くなっています。知的障がいのある人で「銀行や郵便局・役所の利用」、「現金や預金通帳などの管理」、「食事の準備や調理」の割合が高くなっています。

単位：％

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	難病患者
有効回答数(件)	275	37	196	183	152
1位	特にな (54.2)	特にな (43.2)	特にな (36.2)	特にな (36.1)	特にな (68.4)
2位	急に体調が悪くなったときの対応 (18.5)	急に体調が悪くなったときの対応 (16.2)	急に体調が悪くなったときの対応 (31.1)	急に体調が悪くなったときの対応 (27.3)	急に体調が悪くなったときの対応 (16.4)
3位	電車・バスなど交通機関の利用 (13.1)	電車・バスなど交通機関の利用 (16.2)	銀行や郵便局・役所の利用 (30.6)	近所の人との会話やつきあい (24.0)	日常の健康管理 (5.9)
4位	部屋の掃除・整理整頓 (9.8)	食事 (13.5)	現金や預金通帳などの管理 (27.6)	規則正しい生活 (22.4)	電車・バスなど交通機関の利用 (5.3)
5位	食事の準備や調理 (8.4)	食事の準備や調理 (13.5)	食事の準備や調理 (25.5)	部屋の掃除・整理整頓 (19.7)	部屋の掃除・整理整頓 (3.9)

【参考：平成22年度調査結果】

単位：％

	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人
有効回答数(件)	548	212	237
1位	特にな (42.5)	現金や預金通帳などの管理ができないこと (59.9)	近所の人との会話やつきあいが少ないこと (44.7)
2位	電車・バスなど交通機関の利用に不便をとまうこと (22.8)	銀行や郵便局・役所の利用に不便をとまうこと (56.1)	部屋の掃除・整理整頓ができないこと (35.0)
3位	日用品などの買い物に不便をとまうこと (16.8)	食事の準備や調理などができないこと (50.9)	食事の準備や調理などができないこと (34.2)
4位	近所の人との会話やつきあいが少ないこと (15.1)	近所の人との会話やつきあいが少ないこと (49.1)	規則正しい生活ができないこと (33.3)
5位	食事の準備や調理などができないこと (14.2)	日用品などの買い物に不便をとまうこと (41.5)	現金や預金通帳などの管理ができないこと (27.0)

問 あなたが介助する上で困っていることは何ですか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。(「介助が必要」と答えた方に聞きました。)

障がいのある人すべてで「心身が疲れる」、「必要な時に他の人に介助を頼めない」の割合が高くなっています。

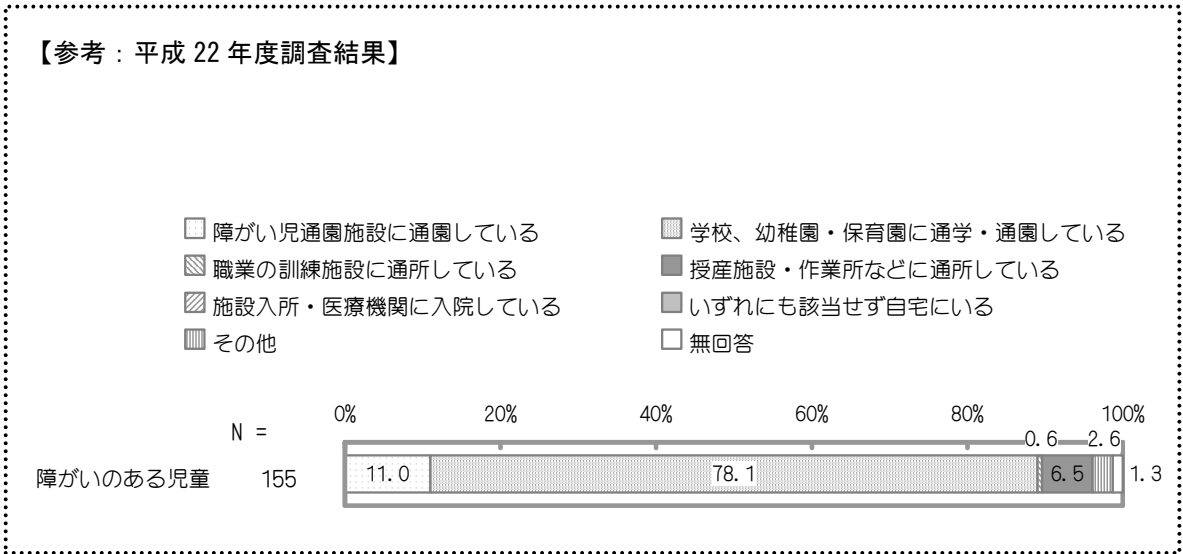
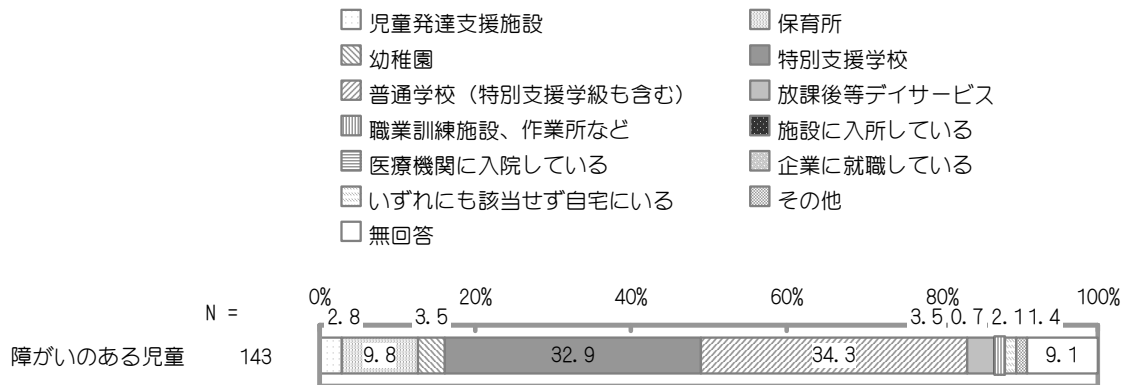
単位：%

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病患者
有効回答数(件)	58	14	125	65	89	10
1位	心身が疲れる (36.2)	心身が疲れる (35.7)	心身が疲れる (53.6)	心身が疲れる (41.5)	心身が疲れる (59.6)	心身が疲れる (30.0)
2位	必要な時に他の人に介助を頼めない (27.6)	必要な時に他の人に介助を頼めない (21.4)	必要な時に他の人に介助を頼めない (42.4)	必要な時に他の人に介助を頼めない (27.7)	必要な時に他の人に介助を頼めない (33.7)	必要な時に他の人に介助を頼めない (10.0)
3位	特にな (25.9)	特にな (14.3)	外出できない (25.6)	相談相手がない (20.0)	外出できない (20.2)	特にな (10.0)
4位	外出できない (17.2)	外出できない (7.1)	特にな (12.8)	特にな (18.5)	特にな (16.9)	その他 (10.0)
5位	相談相手がない (12.1)	相談相手がない (7.1)	相談相手がない (7.2)	外出できない (13.8)	相談相手がない (9.0)	—

※回答者はご家族の方です。

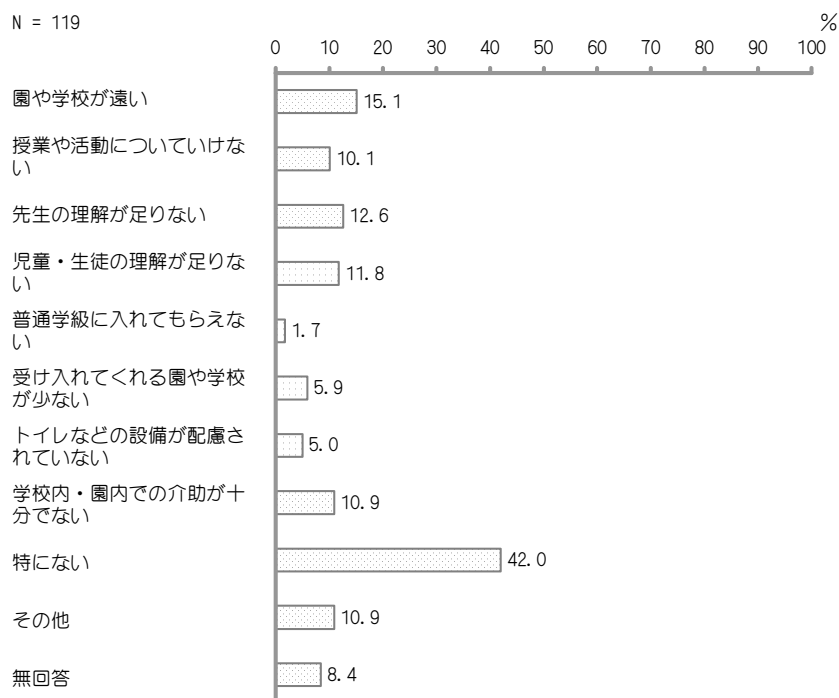
問 現在のお子さんの主な日中の居場所について、お答えください。

「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が最も高く、次いで「特別支援学校」となっており、6割以上が学校へ通っています。一方で、「いずれにも該当せず自宅にいる」の割合はわずかとなっています。

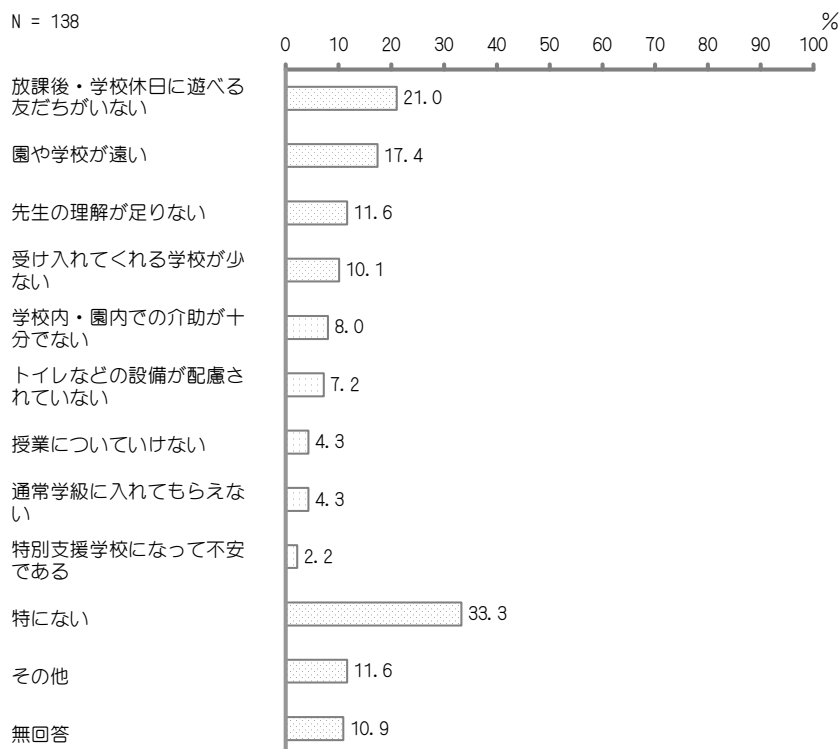


問 現在のお子さんの主な日中の居場所について、お子さんが困っていることは何かありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(児童発達支援施設、保育所、幼稚園、特別支援学校、普通学校(特別支援学級も含む)と答えた方に聞きました。)

「特にない」を除くと、「園や学校が遠い」の割合が最も高く、次いで「先生の理解が足りない」、「児童・生徒の理解が足りない」となっています。

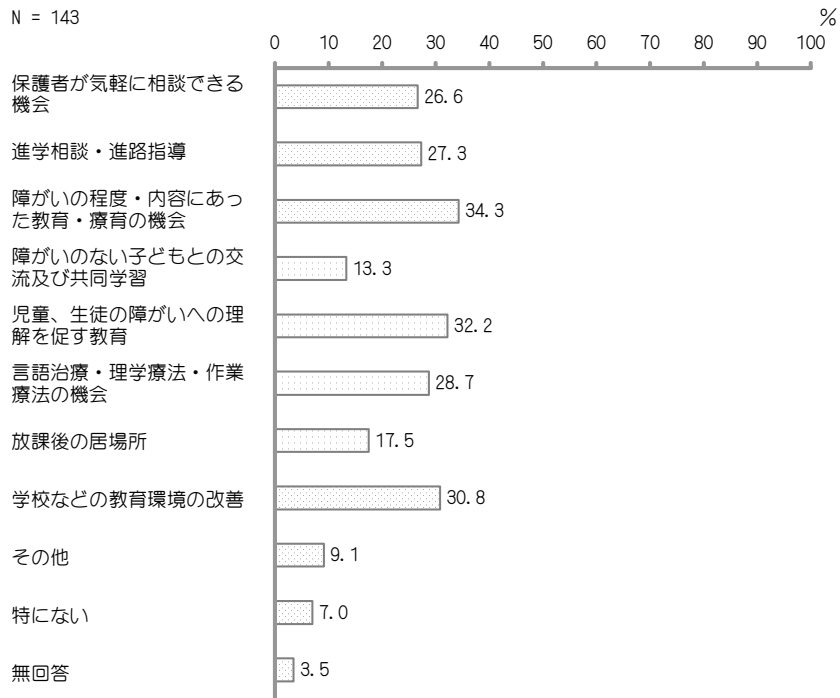


【参考：平成 22 年度調査結果】

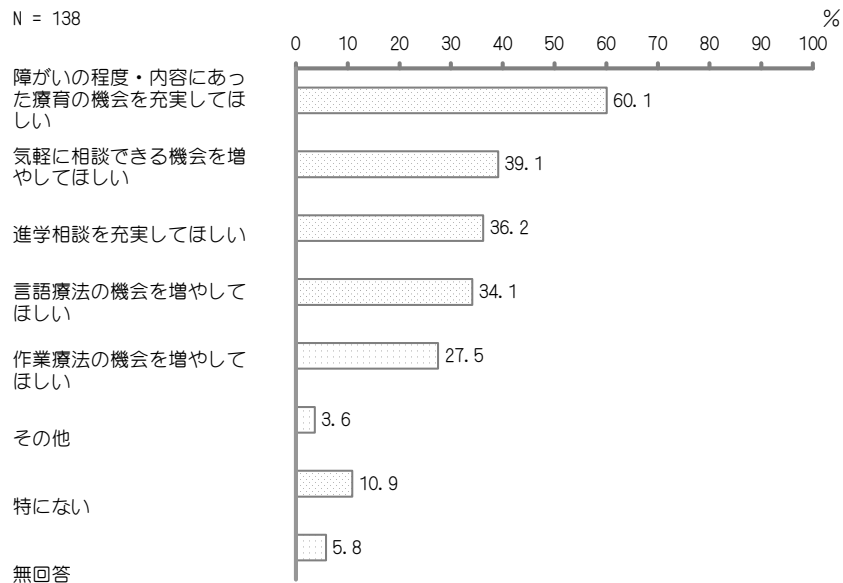


問 お子さんのために今後、充実させてほしい支援は何ですか。主なものに3つまで○をつけてください。

「障がいの程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合が高くなっています。

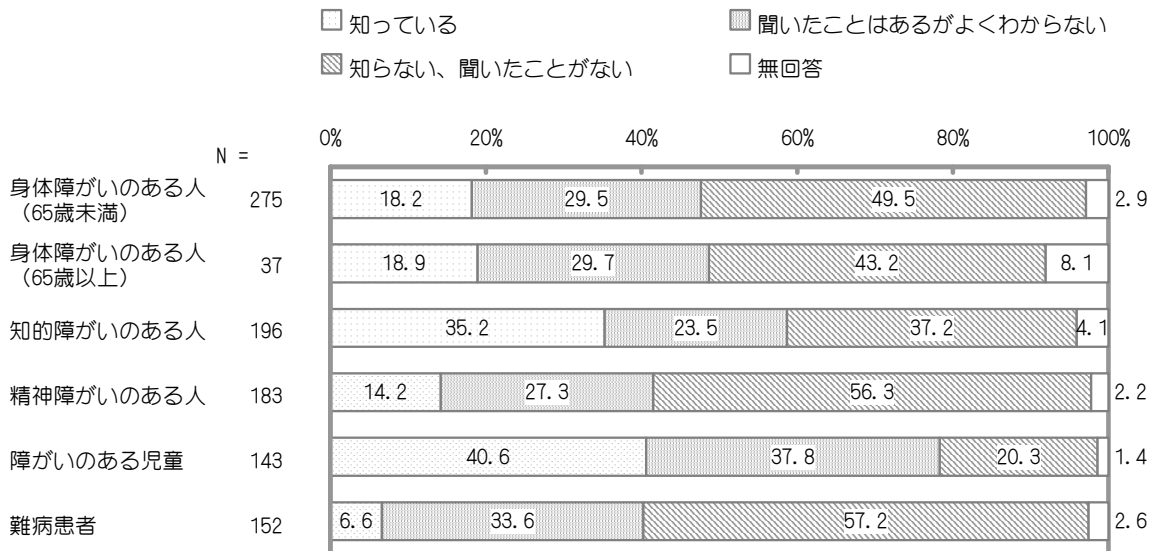


【参考：平成 22 年度調査結果】

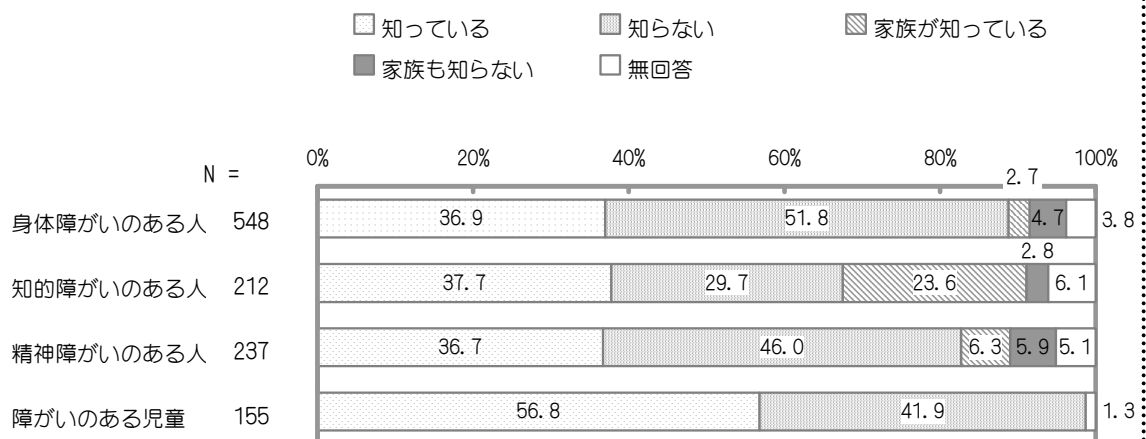


問 障がい者生活支援センター（春日苑、かすがい、JHN まある、あっとわん、しゃきょう）について知っていますか。

知的障がいのある人、障がいのある児童で「知っている」の割合が高く、3割を超えています。一方で、精神障がいのある人、難病患者で「知らない、聞いたことがない」の割合が高く、約6割となっています。



【参考：平成 22 年度調査結果】



## (2) 保健・医療について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

問 医療について困ったことや不便に思ったことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

全体的に「特に困ったことはない」の割合が最も高くなっています。次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない」の割合が高くなっています。

単位：%

	身体障がいのある人 (65歳未満)	身体障がいのある人 (65歳以上)	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	難病患者
有効回答数(件)	275	37	196	183	143	152
1位	特に困ったことはない (68.0)	特に困ったことはない (64.9)	特に困ったことはない (44.4)	特に困ったことはない (45.9)	特に困ったことはない (48.3)	特に困ったことはない (55.9)
2位	医療費の負担が大きい (8.0)	障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない (8.1)	障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない (27.6)	医療費の負担が大きい (18.0)	障がい(病状)に配慮してもらえない (23.8)	医療費の負担が大きい (27.0)
3位	障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない (7.6)	その他 (8.1)	気軽に往診を頼める医師がいない (9.2)	障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない (13.7)	障がい(病状)のため症状を正確に伝えられない (23.8)	その他 (9.2)
4位	障がい(病状)に配慮してもらえない (6.5)	通院する時に付き添いをしてくれる人がいない (5.4)	障がい(病状)に配慮してもらえない (8.7)	その他 (13.1)	その他 (9.8)	障がい(病状)に配慮してもらえない (3.9)
5位	その他 (5.5)	気軽に往診を頼める医師がいない (5.4)	通院する時に付き添いをしてくれる人がいない (8.2)	障がい(病状)に配慮してもらえない (7.7)	通院する時に付き添いをしてくれる人がいない (6.3)	通院する時に付き添いをしてくれる人がいない (2.6)
						気軽に往診を頼める医師がいない (2.6)

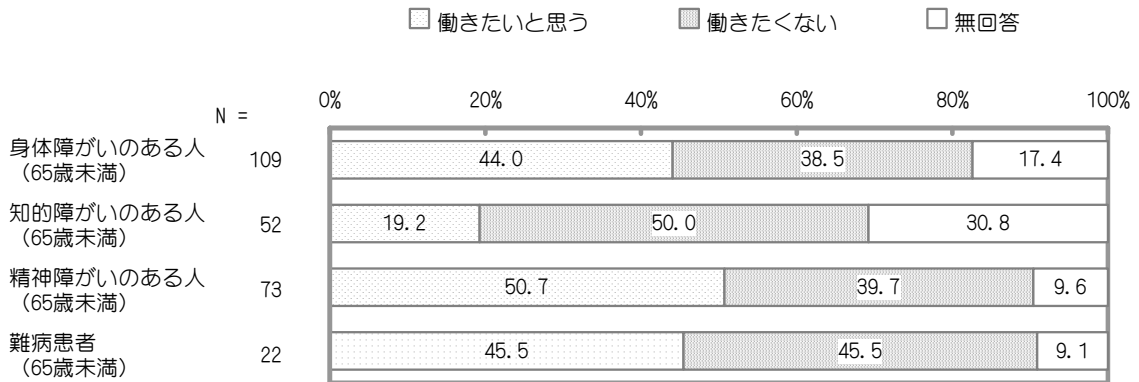






問 今後働きたいと思いますか。(「現在働いていない」と答えた方に聞きました。)

精神障がいのある人で「働きたいと思う」の割合が約5割となっています。一方で、知的障がいのある人で「働きたいと思う」の割合が低くなっています。



問 どのような支援や配慮があったら働けるとお考えですか。主なものに3つまで○をつけてください。(「現在働いていない」と答えた方に聞きました。)

難病患者 (65歳未満) で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が高くなっています。また、身体障がいのある人 (65歳未満)、精神障がいのある人 (65歳未満) で「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合が高くなっています。

単位：%

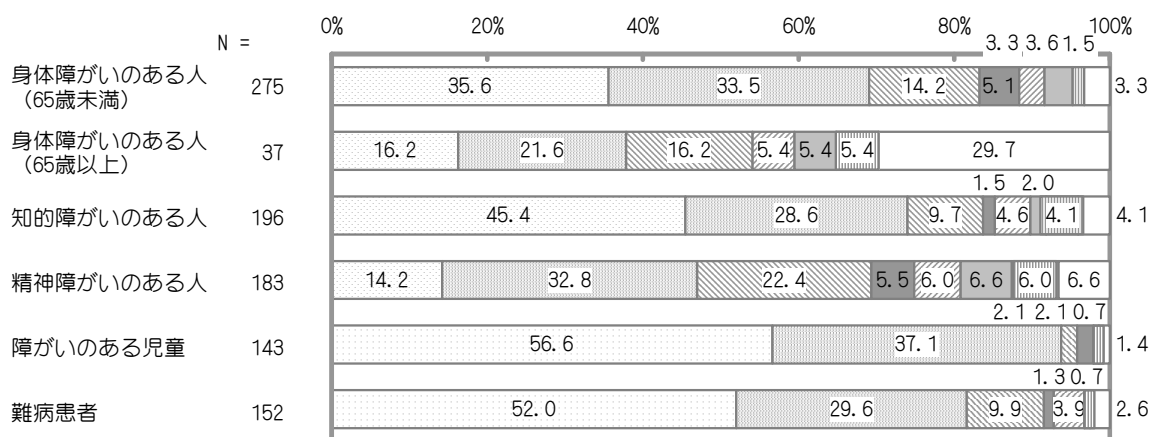
区分	有効回答数(件)	会社などで働くための指導や訓練	障がいに応じて短時間の就労などができること	職場に障がいに応じた設備があること	職場の人たちが障がいのことを理解すること	職場内で相談をする人がいること	通勤する方法や通勤の手助け(介助等)があること	仕事や職場に慣れるまで付き添って助けをする人がいること	その他	無回答
身体障がいのある人 (65歳未満)	109	11.0	40.4	17.4	31.2	9.2	16.5	8.3	14.7	28.4
知的障がいのある人 (65歳未満)	52	7.7	13.5	9.6	23.1	13.5	7.7	13.5	26.9	40.4
精神障がいのある人 (65歳未満)	73	9.6	41.1	4.1	34.2	20.5	20.5	6.8	20.5	19.2
難病患者 (65歳未満)	22	9.1	40.9	—	50.0	18.2	13.6	4.5	—	27.3

(5) 生活環境について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

問 おおむねこの1年(平成24年11月30日～平成25年11月30日)の間にどの程度外出(通勤・通学を含む)しましたか。

障がいのある人すべてで「毎日」と「1週間に3～6日程度」の合計が約5割となっています。

- 毎日
- 1週間に3～6日程度
- 1週間に1～2日程度
- 2週間に1～2日程度
- 1か月に1～2日程度
- その他
- 外出していない
- 無回答

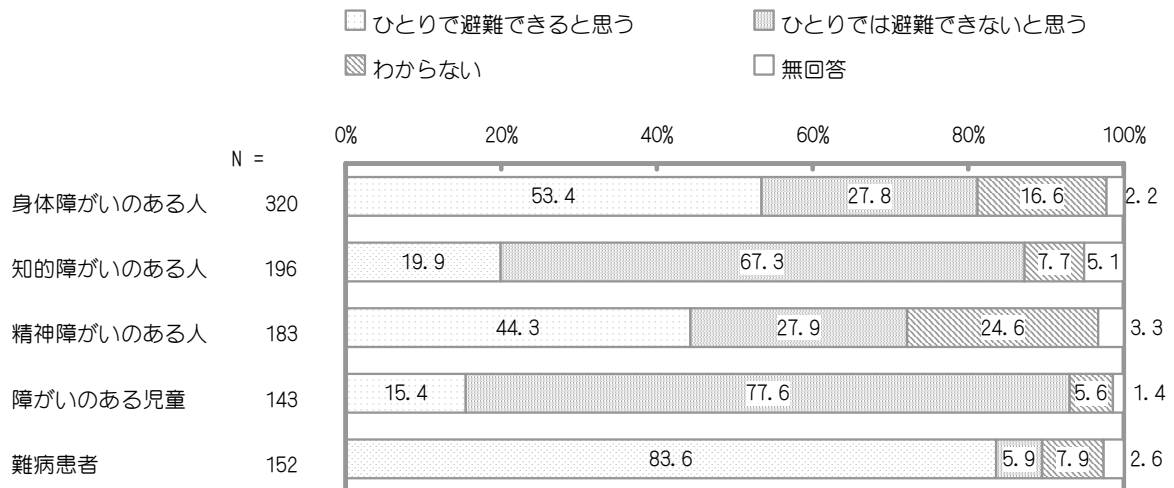




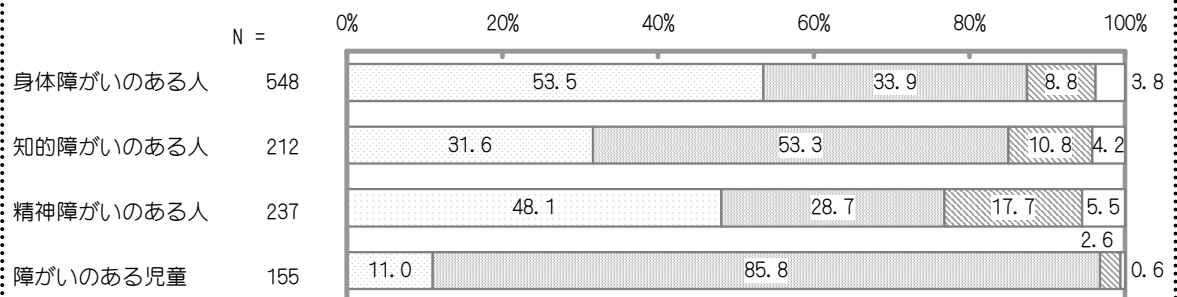
## (7) 災害など緊急事態の対応について ●●●●●●●●●●

問 自宅にいるときに災害などの緊急事態が発生した場合、ひとりで避難場所まで避難できると思いますか。

難病患者で「ひとりで避難できると思う」の割合が約8割となっています。



### 【参考：平成 22 年度調査結果】



問 災害などの緊急事態に困ると思うことは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童で「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が高くなっています。

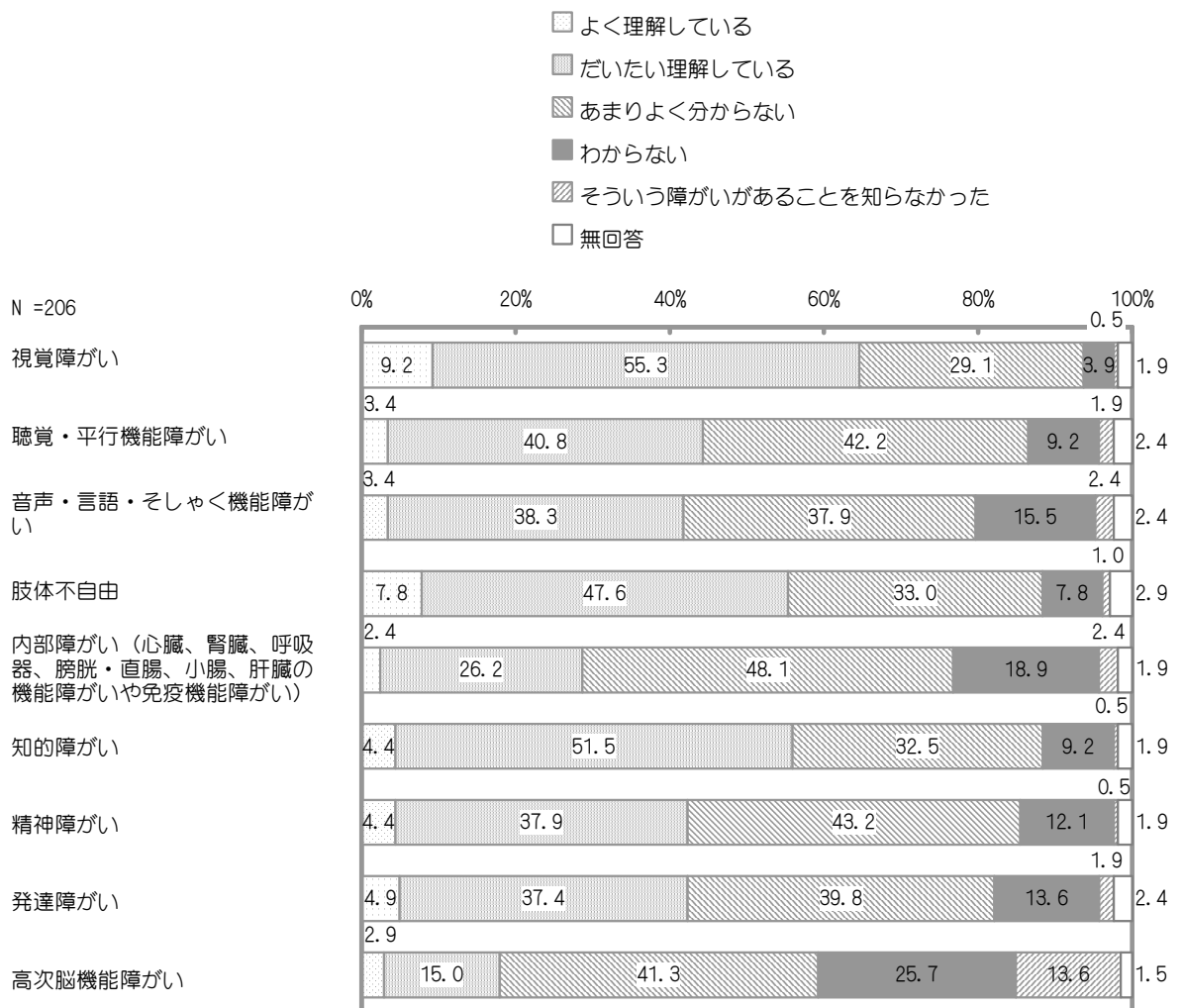
単位：%

	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	障がい のある児童	難病患者
有効回答 数（件）	320	196	183	143	152
1位	自力歩行が困難で、安全なところまですばやく避難できない (28.8)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (71.9)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (41.5)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (74.8)	特に困ることはない (45.4)
2位	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (27.2)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (54.6)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (36.6)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (65.0)	一般の避難所では、投薬や治療を受けることが難しい (25.0)
3位	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (26.3)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (54.6)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (34.4)	避難所で、周りの人とコミュニケーションが取れない (59.4)	避難所に多目的トイレなど生活できる環境が整っていない (12.5)
4位	特に困ることはない (24.4)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (45.9)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (27.3)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (54.5)	どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい (7.2)
5位	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (17.5)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (41.3)	自分の状態を伝えることが難しく、周りの人に援助を求めることができない (25.1)	障がいへの理解が得られず、避難所で生活できない (39.2)	避難所で、被害状況や物資の収集などの情報が入手できない (5.3)



問 あなたは、次の障がいについて、その特性やどのような支援が必要かを理解していると思いますか。

視覚障がい、肢体不自由、知的障がいで「よく理解している」と「だいたい理解している」の合計が5割を超えています。



※回答者は障がいのない方です。





## IV 第2次計画の数値目標に対する実績

番号	項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値
I-1	障がいのある人に対する差別 があると感じている人の割合	89.0%	96.6%	50%
II-1	日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	60人	181人	90人
II-2	精神障がいのある人を対象とした居場所を提供する事業の実施箇所数	2箇所	3箇所	4箇所
III-1	児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数	354人 (児童デイサービスの実績)	519人 (平成26年3月分)	500人/月
III-2	児童の計画相談支援(相談支援)の利用件数	—	6件 (平成26年3月分)	500件/年
III-3	保育所等訪問支援利用者数	—	0人 (平成26年3月分)	40人/年
III-4	発達障害支援指導者の数	2人	4人	5人
IV-1	福祉施設を退所し、一般就労した者の数(年間一般就労移行者数)	3人	21人	28人
VI-1	施設入所者の削減数(平成17年度比)	9人 (4.7%)	19人 (9.8%)	20人 (10.4%)
VI-2	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数(平成17年度比)	23人 (12.1%)	36人 (18.7%)	58人 (30.0%)
VII-1	福祉文化体育館を利用した障がいのある人の数	8,127人	7,564人	10,000人
VII-2	講演会等における手話通訳者の派遣件数	16件	24件	20件
VIII-1	手話通訳者の派遣件数	329件	562件	382件

- 【障がい福祉サービス等】
- ★：訪問系 (64)
  - ◆：日中活動系 (31)
  - ◇：障がい児通所支援 (29)
  - ※：児童発達支援センター (1)
  - ▽：短期入所 (11)
  - ∴：グループホーム (19)
- 【地域生活支援事業】
- ：移動支援 (45)
  - △：日中一時支援 (15)
  - ☆：地域活動支援センター (12)
  - ×：訪問入浴サービス (8)
- 【相談支援】
- ：相談系 (計画相談等) (6)
  - ◎：基幹相談支援センター (1)
  - ：障がい者生活支援センター (4)



平成 26 年 8 月 1 日現在

## VI 用語説明

### あ行

#### 【あいち健康福祉ビジョン】

「ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～『あいち健幸社会』の実現」を基本理念とする愛知県の健康福祉行政の方向性を示した計画。計画期間は、平成 23 年度～平成 27 年度。

#### 【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

#### 【安全安心情報ネットワーク】

情報配信登録をした人に、安全安心情報（防犯等）や気象情報（気象、地震、避難勧告等）、消防情報（火災等）を携帯電話やパソコンにメールで配信。

#### 【意思疎通支援事業】

聴覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置。

#### 【一般就労】

民間企業等で雇用関係に基づき働くこと。福祉的就労の対概念。

#### 【移動支援事業】

屋外での移動が困難な障がいのある人などに対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。

#### 【医療型児童発達支援】

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもについて、児童発達支援及び治療を行う。

#### 【医療的ケア】

喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。）のこと。平成 24 年 4 月から、一定の資格を満たした施設の職員等が行うことができるようになった。

## 【NPO】

民間非営利組織、non profit organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成 10 年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

## 【尾張北部障害保健福祉圏域】

市町村だけでは対応困難な各種のサービスを面的・計画的に整備することにより広域的なサービス提供網を築くため、都道府県の医療計画における二次医療圏や老人保健福祉圏域を参考に、広域市町村圏、福祉事務所、保健所等の都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案しつつ、複数市町村を含む広域圏域として設定。圏域内の市町は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町。

## 【音声コード】

紙に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えたシンボルで、二次元のデータコードで約 2 cm 角の中に日本語（漢字かな混じり）で約 800 文字のテキストデータを記録することができる。音声コードの読み上げには、「活字文書読み上げ装置」が必要。

## か行

### 【介助犬】

肢体不自由の人の日常生活を助けるために、特別な訓練を受けた犬。例えば、物の拾い上げ、特定の物を手元に持ってくる、ドアの開閉、スイッチの操作など肢体不自由の人が困難な動作をサポートする。盲導犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

### 【かかりつけ医】

特定の疾患の専門医ではなく、日頃から患者の体質や病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。常日頃から患者の状況をくわしく把握しているので、いざというとき適切に対応し、対応が困難な場合は専門医を紹介してくれる。病気になるないための、予防医学という観点からも重要な役割を果たしている。

### 【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等などの業務を総合的に行う。

### 【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活の援助を行う。

### 【居宅介護】

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

### 【ケアホーム】

平成 26 年から、ケアホーム（共同生活介護）はグループホーム（共同生活援助）に統合されている。

### 【計画相談支援】

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

### 【けやきの子運動会】

市内小中学校特別支援学級の児童・生徒による合同運動会

### 【けやきの子作品展】

市内小中学校特別支援学級や春日台特別支援学校、小牧特別支援学校、春日井高等特別支援学校の児童・生徒による作品の展示や学校・学級の紹介など

### 【権利擁護】

人が本来持ち合わせている「権利」が侵害・実行できないような状況にある場合、その権利がどのようなものであるかを明確にし、その権利の救済や権利の形成や獲得を支援する。また、その権利に関する問題や課題を自らが解決できるよう、必要な様々な支援を行うこと。

### 【元気ショップ】

障がいのある人の就労を支援するとともに、広く市民の障がいのある人に対する理解を深める機会をつくることなどを目的として、授産品を販売する場。市役所と市民病院に設置。

### 【ゲートキーパー】

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る役目の人のこと。

### 【高次脳機能障がい】

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

### 【更生訓練費給付事業】

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。

### 【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。

### 【高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会】

高齢者・障がいのある人の虐待を防止するため、関係機関との連携強化を図り、問題の解決に取り組むために、社会福祉協議会、保健所、警察、福祉施設などの関係機関や民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会などの関係者で構成される。

### 【声の広報】

視覚障がいのある人に、音声による広報春日井（カセットテープ）を毎月2回郵送する制度。事前に登録が必要。

### 【合理的配慮】

障害者権利条約において、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現に当たり、個人に必要なとされる合理的配慮が提供されることが求められる。

## **さ行**

### **【災害時要援護者支援制度】**

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害時に情報提供や避難所への避難支援を必要とされている人に対して、区、町内会などの協力のもと、地域の方の支え合い、助け合いによる避難の支援を行うもの。

### **【サポートブック】**

障がいのある人がいつでも誰からでも同じ支援を受けることができ、安心して社会生活を送ることができるようにするための支援ツール（道具）。春日井市では、市のホームページからダウンロードできる。

### **【さわやか収集】**

家庭ごみなどをごみステーションへ持ち出すことが困難な人を対象に、分別されたごみなどを玄関先まで取りにいくことにより搬出の支援を行う。

### **【サービス等利用計画】**

障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成されるもの。計画には、サービス利用者の希望する生活を実現するために必要となるサービスが記載される。

### **【施設入所支援】**

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供。

### **【施設入所者就職支度金給付】**

自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図る。

### **【肢体不自由】**

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。



### 【市民後見人】

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人で親族がない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

### 【社会的障壁】

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもののこと。

### 【社会福祉協議会】

社会福祉法 109 条に基づき全ての市町村に設置されている団体。地域住民、ボランティア、福祉関係団体等と連携しながら地域福祉を推進するため、様々な地域活動や事業に取り組んでいる。

### 【就労移行支援】

一般企業などへの就労を希望する人が対象。一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 【就労継続支援】

一般企業などでの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は、雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な 65 歳未満の人。B型は、一般企業の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人。

### 【障害者基本法】

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

#### 【障がい者虐待防止センター】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がいのある人や養護者、周囲の人からの障がい者虐待に関する通報や届け出などを受付している。

主な業務は、障がい者虐待に関する通報や届け出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談・指導及び助言、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。

春日井市は、基幹型相談支援センターしゃきょうに設けられている。

#### 【障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）】

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

#### 【障がい者虐待防止ホットライン】

障がい者虐待の防止及び早期対応を図るために、障がい者虐待に関する通報の電話受付（24 時間対応）のこと。

基幹型相談支援センターしゃきょうに設置している。

電話番号は 0568-84-5310

#### 【障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）】

平成 18 年 12 月に国連総会本会議で採択された。障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めている。日本では平成 26 年 1 月に批准された。

#### 【障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）】

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。

**【障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）】**

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定された法律。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。

**【障がい者就業・生活支援センター】**

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO 法人などで、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を行う。

**【障がい者生活支援センター】**

相談支援事業の円滑な実施を図るため、市内5か所に設置されている事業所。主に障がいのある人等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助、各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を行う。

**【障がい者施策推進協議会】**

障害者基本法第36条において設置を義務付けられている合議制の組織。市は、障がい者計画を策定するにあたっては、同協議会の意見を聴かなければならないとされている。また同協議会は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、障がい者に関する施策の推進について必要な関係者相互の連絡調整を要する事項について調整審議する。障害者総合支援法においても、障がい福祉計画を定め、また変更する場合は、同協議会の意見を聴かなければならないとされている。

**【障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）】**

障害者自立支援法に代わって、平成 25 年 4 月 1 日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。

**【障がい者相談員】**

障がい者の福祉の増進を図るため、障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行う者として委託されたもの。

### 【障がい者相談支援事業】

障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。

### 【障がい児相談支援】

障がいのある子どもの課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。

### 【障がい福祉サービス】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

### 【新生児聴覚スクリーニング】

新生児を対象にした難聴検査。難聴が早期に発見されることで、難聴の程度に合わせた治療（補聴器や人口内耳の使用など）が早期に開始できるようになる。

### 【身体障がい者手帳】

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

### 【心理リハビリテーション事業】

脳性小児マヒ後遺症をはじめ心身障がい児・者の障がいの改善を図るため、市内の心身障がい児・者に訓練の機会と場所を提供することを目的として動作訓練を実施する。

### 【自動車運転免許取得・改造助成事業】

障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは、障がいのある人などが就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進。

**【児童発達支援】**

障がいのある子どもについて、児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービス。

**【重度障がい者等包括支援】**

介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。

**【重度訪問介護】**

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行う。

**【ジョブコーチ】**

障がいのある人の就労にあたり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のこと。

**【自立訓練】**

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

**【自立支援医療（精神通院）】**

精神障がいを持ち、継続的に入院によらない精神医療（通院医療）を受ける人が、公費によって医療費の補助を受けられることができる制度。

**【スクールソーシャルワーカー】**

児童・生徒のいじめや不登校、非行などの問題行動や児童虐待などの背景と原因を把握し、児童や生徒及びその家庭、学校、地域社会に働きかけて、児童・生徒が直面する問題を福祉的なアプローチにより解決に向けて支援する専門職。

**【生活介護】**

常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。

### 【精神障がい者保健福祉手帳】

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

### 【成年後見制度】

知的や精神などに障がいのある人で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

### 【成年後見制度利用支援事業】

障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人に対し、市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。

### 【セルフプラン】

サービス利用者、家族や支援者が作成するサービス等利用計画のこと。

### 【相談支援】

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

### 【相談支援専門員】

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

## た行

### 【短期入所】

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。

### 【第五次春日井市総合計画】

総合計画は、本市の最上位の計画であり、まちづくりの指針となるもので、市がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める。計画期間は、平成 20 年度を初年度として、平成 29 年度を目標年次とする 10 年間。

### 【地域移行支援】

主に施設に入所している障がいのある人・病院に入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動についての相談などを行う。

### 【地域活動支援センター】

通所利用者に創作的活動、生産的活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る基礎的事業を行う。I 型は、基礎的事業に併せて相談支援事業を行うもの。職員は精神保健福祉士などの専門職員を配置し、1 日あたり実利用者人員は概ね 20 人以上のもの。

### 【地域自立支援協議会】

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を行う組織。障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される。（障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定）

### 【地域生活支援拠点】

居住支援機能（グループホーム）、一時的住居機能（短期入所、体験入居専用グループホーム等）、相談支援機能（相談支援事業所等）、日中活動機能（生活介護、日中一時支援等）などの機能を一体的に整備するもの。拠点型と面的整備型がある。

### 【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業が市町村の必須事業として障害者総合支援法によって法定化された。また、市町村の判断により行う選択事業があり、春日井市では、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業などを行っている。

### 【地域定着支援】

主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談などを行う。

### 【地域見守り連絡会議】

電気、ガス、水道などのライフライン事業者、新聞販売店、郵便局などの事業者の協力のもと、通報体制の確保のため、平成 24 年度に「孤立死対策連絡会議」を設置した。平成 26 年 5 月には、より多様な主体の協力により広く見守り活動を推進するため、新たに関連する団体を含め、会議名称を「地域見守り連絡会議」に変更し、孤立世帯の早期発見に向けた取り組みを行うもの。

### 【聴導犬】

耳の不自由な人の日常生活を助けるため、特別な訓練を受けた犬。玄関のチャイムや F A X 着信音、危険を意味する音などを聞き分け、必要な情報を伝える。介助犬、盲導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

### 【特別支援学級】

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がいに起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

### 【特別支援学校】

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成 18 年の学校教育法の改正により創設された。



### 【特別支援教育】

学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症など発達障がいも含めて障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、当該児童生徒のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

### 【特別支援教育コーディネーター】

校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者の相談窓口となったり、学校関係者や就学前、進学先の教育機関、医療機関などとの連携や調整を行ったりする。障がいのある児童生徒を支援するための「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成や、諸機関との「連携」をコーディネートできるなどの実践的能力が求められる。

### 【特別支援教育支援員】

食事、排泄、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学習障がい（LD）の児童生徒に対する学習支援、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）の児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う人のこと。

### 【特別支援教育連携協議会】

障がいのある子どもやその保護者への相談・支援のため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や、特別支援学校（盲・聾・養護学校）、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の連携協力を円滑にするためのネットワーク。

### 【同行援護】

視覚障がいにより移動が著しく困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

## な行

### 【内部障がい】

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいの総称。

### 【日常生活自立支援事業】

判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護する。福祉サービスについての情報提供、利用手続き、福祉サービス利用料などの支払い、日常的な金銭管理、苦情解決制度の利用援助及び重要書類等の預かりを行う。

### 【日常生活用具給付事業】

障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図る。

### 【日中一時支援事業】

障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行う。

## は行

### 【発達障害支援指導者】

各市町村における発達障がいのある人の相談支援の中核となる人材として、一定の実務経験を有し、所定の研修を受講することにより愛知県が認定した人のこと。

### 【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

### 【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

### 【福祉的就労】

一般企業での就労が困難な障がいのある人が、授産施設や小規模作業所で職業訓練等を受けながら働くことをいう。自立・更生を促進し生きがいをつくるという意味あいがある。

### 【福祉避難所】

高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など特別に配慮が必要な人が避難するための市が指定する避難所。春日井市地域防災計画では、味美ふれあいセンター、知多公民館、西部ふれあいセンター、鷹来公民館、勤労福祉会館、南部ふれあいセンター、第一希望の家、総合福祉センター、福祉作業所、高蔵寺ふれあいセンター、坂下公民館、青年の家、東部市民センター、保健センター、少年自然の家を福祉避難所に指定している。第一希望の家、福祉作業所については、知的障がいのある人の受入れを優先。

### 【福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）】

障がい者の機能の回復、健康の増進及び教養文化の向上を図り、福祉の増進に寄与するために設置されている市の施設。所在地は、春日井市浅山町1丁目2番61号。

### 【保育所等訪問支援】

保育所等に通う障がいのある子どもについて、専門知識を有する支援者がその保育所等に訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

### 【放課後児童健全育成事業】

小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（児童福祉法第6条の3第2項）で、春日井市では、子どもの家等において実施している。

### 【放課後等デイサービス】

主に小学校、中学校、高等学校に就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後や休業日に、施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

### 【訪問入浴サービス事業】

地域における障がいのある人などの生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行う。

### 【防災会議】

災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に依りて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため設置。

### 【ボランティア活動】

個人の自発的な意思に基づく自主的な活動。活動者個人の自己実現への欲求や社会参加意欲が充足されるだけでなく、社会においてはその活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、様々な構成員がともに支え合い、交流する地域社会づくりが進むなど、大きな意義を持つ。

## ま行

### 【盲導犬】

目の不自由な人が道路で安全に歩行することを助けるため、特別な訓練を受けた犬。例えば、段差や交差点、障害物を教えるなどのサポートをする。路上では、白または黄色のハーネスと呼ばれる胴輪を付けている。介助犬、聴導犬とともに、補助犬と呼ばれる。

## や行

### 【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験等の違いに関係なく、また障がいのある人、障がいのない人の別なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。1990 年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス (Ronald Mace) 博士 (1941-1998) が提唱したもの。

## ら行

### 【療育】

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

**【療育手帳】**

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」、「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

**【療養介護】**

医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。

**【臨床心理士】**

臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする専門家。文部科学省の認可する財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する試験に合格し、認定を受けることで資格を取得できる。

## VII 施策担当課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	ア	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	イ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	ウ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	エ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	オ	障がい福祉課
29	1 生活支援	①障がい福祉サービスの充実	カ	障がい福祉課
29	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	ア	障がい福祉課
29	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	イ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	ウ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	エ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	オ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	カ	障がい福祉課
30	1 生活支援	②地域生活支援事業の充実	キ	障がい福祉課
30	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ア	障がい福祉課
30	1 生活支援	③障がい児支援の充実	イ	障がい福祉課
30	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ウ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	エ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	オ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	カ	障がい福祉課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	キ	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ク	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	ケ	保育課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	コ	子ども政策課
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	サ	社会福祉協議会
31	1 生活支援	③障がい児支援の充実	シ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ア	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	イ	社会福祉協議会 障がい福祉課 高齢福祉課 清掃事業所
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ウ	障がい福祉課 交通対策課 都市整備課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	工	保険医療年金課 障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	オ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	カ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	キ	障がい福祉課
32	1 生活支援	④自立した生活を支えるサービスの推進	ク	障がい福祉課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア	保険医療年金課 医事課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	イ	健康増進課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ウ	健康増進課
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	エ	社会福祉協議会
37	2 保健・医療	①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	オ	子ども政策課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	ア	障がい福祉課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	イ	障がい福祉課
37	2 保健・医療	②精神保健福祉施策の推進	ウ	保険医療年金課
37	2 保健・医療	③難病施策の推進	ア	障がい福祉課
37	2 保健・医療	③難病施策の推進	イ	障がい福祉課
40	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	ア	学校教育課
40	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	イ	学校教育課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	ウ	学校教育課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	工	学校教育課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	才	障がい福祉課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	①教育環境の充実	力	教育総務課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	②障がい福祉教育の充実	ア	社会福祉協議会 学校教育課
40	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	②障がい福祉教育の充実	イ	学校教育課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア	スポーツ課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	イ	社会福祉協議会
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	ウ	スポーツ課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	③スポーツ・レクリエーション活動の推進	工	社会福祉協議会
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	ア	障がい福祉課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	イ	社会福祉協議会
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	ウ	障がい福祉課
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	工	図書館
41	3教育、文化芸術活動・スポーツ等	④文化芸術活動の推進	才	社会福祉協議会 生涯学習課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	ア	障がい福祉課 人事課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	イ	障がい福祉課



頁	分野	基本的方向	施策	担当課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	ウ	障がい福祉課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	①障がい者雇用の促進	エ	企業活動推進課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	ア	障がい福祉課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	イ	障がい福祉課
43	4雇用・就業、経済的自立の支援	②福祉的就労の充実	ウ	障がい福祉課
45	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	ア	道路課 公園緑地課
45	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	イ	都市政策課 総務課
45	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	ウ	交通対策課
45	5生活環境	①福祉のまちづくりの推進	エ	障がい福祉課
45	5生活環境	②住環境の整備	ア	住宅施設課
45	5生活環境	②住環境の整備	イ	障がい福祉課
45	5生活環境	②住環境の整備	ウ	障がい福祉課
47	6情報アクセシビリティ	①情報提供の充実	ア	障がい福祉課
47	6情報アクセシビリティ	①情報提供の充実	イ	広報広聴課 議事課 障がい福祉課
47	6情報アクセシビリティ	①情報提供の充実	ウ	障がい福祉課
47	6情報アクセシビリティ	②意思疎通支援の充実	ア	障がい福祉課
47	6情報アクセシビリティ	②意思疎通支援の充実	イ	社会福祉協議会 生涯学習課 図書館
49	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ア	市民安全課 学校教育課
49	7防災・防犯	①防火・防災対策の充実	イ	高齢福祉課

頁	分野	基本的方向	施策	担当課
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ウ	高齢福祉課
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	エ	予防課
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	オ	市民安全課 障がい福祉課
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	カ	市民安全課 各施設
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	キ	市民安全課 各施設
49	7 防災・防犯	①防火・防災対策の充実	ク	市民安全課
49	7 防災・防犯	②防犯対策の充実	ア	市民安全課 市民活動推進課
49	7 防災・防犯	③見守り活動の充実	ア	高齢福祉課
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	①障がいを理由とする差別の 解消の推進	ア	障がい福祉課
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	②権利擁護の推進	ア	高齢福祉課 障がい福祉課
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	②権利擁護の推進	イ	高齢福祉課 障がい福祉課
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	②権利擁護の推進	ウ	社会福祉協議会
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	③障がい福祉教育の充実	ア	社会福祉協議会 学校教育課
52	8 差別の解消及び 権利擁護の推進	③障がい福祉教育の充実	イ	学校教育課
55	9 行政サービス等 における配慮	①市役所等における配慮及び 障がい者理解の促進	ア	人事課
55	9 行政サービス等 における配慮	①市役所等における配慮及び 障がい者理解の促進	イ	障がい福祉課
55	9 行政サービス等 における配慮	①市役所等における配慮及び 障がい者理解の促進	ウ	広報広聴課 議事課 障がい福祉課
55	9 行政サービス等 における配慮	②選挙における配慮	ア	総務課
55	9 行政サービス等 における配慮	②選挙における配慮	イ	総務課

第3次春日井市障がい者総合福祉計画

発行年月 / 平成27年3月

編集・発行 / 春日井市 健康福祉部 障がい福祉課

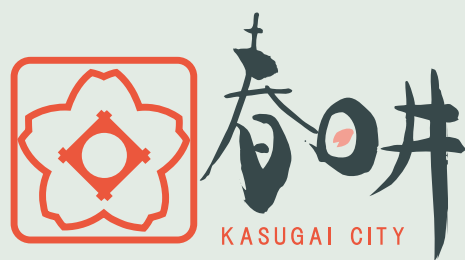
〒486 - 8686 愛知県春日井市鳥居松町5 - 4 4

電話 : 0568 - 85 - 6186

ファックス : 0568 - 84 - 5764

<http://www.city.kasugai.lg.jp>

E-mail : [shogai fk@city.kasugai.lg.jp](mailto:shogai fk@city.kasugai.lg.jp)



(表紙のイラスト 春日台特別支援学校生徒作品)